

(訟ろ-15-A)

令和2年8月3日

高等裁判所長官 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋あさみ

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について
て（通知）

標記の省令について、厚生労働省年金局年金課長から、別添のとおり、令和2年8月3日付け官報（本紙第303号）で同年厚生労働省令第147号として公布され、同日施行された旨の連絡がありました。

この省令の内容は、別添のとおりです。

事務連絡
令和2年8月3日

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 殿

厚生労働省年金局年金課長

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第147号。以下「本省令」という。）が本日公布され、同日施行された。

本省令の改正の内容については下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただきとともに、各家庭裁判所に周知を図られたい。

記

第一 改正の概要

按分割合を定める審判等が長期化し、離婚等の日の翌日から2年を経過した日後に当該審判等が確定した場合などにおける厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第78条の2第1項の規定による標準報酬改定請求について、当該審判等が確定した日の翌日から起算して6月を経過する日までの請求を可能とすること。（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第78条の3第2項関係）

第二 施行期日等

本省令は公布の日から施行し、改正後の厚生年金保険法施行規則の規定については、施行の日以降に按分割合を定める審判等が確定した場合における標準報酬改定請求について適用すること。

○厚生労働省令第百四十七号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第一項及び第七十八条の十四第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(標準報酬改定請求の請求期限)

第七十八条の三 (略)

2 前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前六月以内に次の各号のいずれかに該当した場合(第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合(法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。)に関する審判又は調停の申立てがあつたとき)に限る。)について、同条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。

一 (略)
二 (略)

改 正 前

(標準報酬改定請求の請求期限)

第七十八条の三 (略)

2 前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前一月以内に次の各号のいずれかに該当した場合(第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合(法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。)に関する審判又は調停の申立てがあつたとき)に限る。)について、同条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

一 (略)
二 (略)

改 正 後

(標準報酬改定請求の請求期限)

第七十八条の三 (略)

(法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等)

第七十八条の十七 (略)

(法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等)

第七十八条の十七 (略)

(法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等)

2 前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前六月以内に第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当した場合(同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。)について

3 法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにつきにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。

3 法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにつきにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(標準報酬改定請求の請求期限に係る経過措置)

2 この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第七十八条の三の規定は、この省令の施行の日以後に同条第二項各号のいずれかに該当した場合における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第一項の規定による請求について適用する。

3 この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第七十八条の十七の規定は、この省令の施行の日以後に同規則第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当した場合における厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定による請求について適用する。